

第5章 本計画の推進に向けて

5-1. 計画の推進に向けた取り組み

良好な景観の形成のためには、市民が主役として自覚を持ち、事業者や行政を含む様々な主体が担い手となって取り組んでいくことが必要です。そのため、宜野湾市景観計画において、継続的な啓発（参加・体験型のイベント開催等）、景観づくりを担う人材の育成（市民向けの勉強会・研修会の開催等）、優れた景観の顕彰（景観に優れた建築物や活動の表彰等）、市民が主体となった取り組みの支援（景観づくり団体の支援等）などの意識の啓発を行うとされています。

本地区では多数の景観資源を活かした良好な都市景観の形成と本市における良好な景観づくりの先導的役割を担う重要な地区として、さらに以下の取り組みを総合的に推進し、市民の意識啓発を図ります。

（1）地区独自の景観ルールづくり

特に、申し出換地手法とセットとなって形成されるモデル街区において、統一したデザインコンセプトを共有し、景観計画では規定できない細かなルールを定める地区独自の景観ルールの策定を支援します。また、良好な景観の形成に向けては、法に基づく景観協定制制度等の活用が考えられます。目的に応じて適宜活用を図ります。

- ・ 地権者間の意見交換・協議の場の設置
- ・ 統一したデザインコンセプトの策定の支援
- ・ デザインコンセプトに沿うより詳細なデザイン等ルールの策定の支援
- ・ 景観協定制制度等の活用

など

（2）市民が主体となった良好な景観形成の支援

景観計画を踏まえたよりよい景観形成を支援するため、勉強会や講演会の開催等の情報発信や助成制度を検討します。

- ・ 景観形成の理解を深める勉強会や講演会の開催
- ・ 景観形成に関する相談窓口の設置
- ・ 助成制度の検討（特に、緑化や歩道一体利用部分の整備等）

など

（３）協働による維持管理の取り組み・支援

良好な景観を形成するとともに、これらを維持・向上していくためには、市民や沿道の事業者（店舗や事務所等）、市による協働の維持管理が重要であり、これらの取り組みを検討・支援します。

- ・ 地域住民や沿道の事業者（店舗や事務所等）による維持管理活動の支援
- ・ 道路や公園の協働の維持管理体制の検討

など

（４）各主体の協議・調整による景観検討

良好な景観形成のためには、景観行政団体や公共施設管理者、住民等様々な立場の関係者が一同に会し、利害が異なる課題について協議調整しながら解決を図っていくことが有効です。そのため、景観重要公共施設の指定段階でも協議を行った景観協議会を引き続き開催し、特に、景観重要公共施設の景観検討を行います。

- ・ 景観協議会の継続的な開催
- ・ 景観協議会を活用した景観重要公共施設の景観検討・協議

など

（５）専門性のある機関の活用

本計画の適正な推進や一層の充実を図るため、引き続き景観審議会を活用するほか、届出制度の運用等にあたり専門的見地から助言する「宜野湾市景観アドバイザー」についても引き続き活用します。

- ・ 景観審議会の継続的な開催
- ・ 景観アドバイザーの設置、建築行為等の個別事案に関する専門的助言

など